平成２３年（フ）第１５号
神戸市垂水区千鳥が丘３丁目20番18―1012号、従前の住所神戸市垂水区本多聞３丁目１番16―302号
債務者　武本　和也
1　決定年月日時　平成23年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月15日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第４９号
神戸市兵庫区菊水町10丁目39番地の11　夢野団地１―1431号
債務者　三谷　芳彦
1　決定年月日時　平成23年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月15日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第８２号
神戸市長田区平和台町２丁目７番３号　宍倉ハイツ201号
債務者　中尾千恵子（旧姓野母）
1　決定年月日時　平成23年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月15日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第８５号
神戸市兵庫区駅南通５丁目１番１―3007号
債務者　鈴木　仁
1　決定年月日時　平成23年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月15日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１１１号
神戸市東灘区森北町１丁目８番４号
債務者　福居多代子
1　決定年月日時　平成23年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月15日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２３２号
鳥取県米子市河崎322番地43
債務者　村上　美和
1　決定年月日時　平成23年２月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月15日まで　鳥取地方裁判所米子支部

平成２３年（フ）第１８号
鳥取県米子市東福原１丁目３番48号　ドミールスミ303号
債務者　藤井真知子
1　決定年月日時　平成23年２月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月15日まで　鳥取地方裁判所米子支部

平成２２年（フ）第３１２号
山口県下関市上田中町６丁目11番５―205号　ロイヤルハイツ名池
債務者　真邉　茂樹
1　決定年月日時　平成23年２月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月15日まで　山口地方裁判所下関支部破産係

平成２２年（フ）第３１３号
山口県下関市上田中町６丁目11番５―205号　ロイヤルハイツ名池
債務者　真邉美知子
1　決定年月日時　平成23年２月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月15日まで　山口地方裁判所下関支部破産係

平成２３年（フ）第１号
山口県下関市彦島桜ケ丘町３番８号
債務者　平家　勝
1　決定年月日時　平成23年２月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月15日まで　山口地方裁判所下関支部破産係

平成２３年（フ）第３号
山口県下関市王司上町１丁目７番34号
債務者　坪上　鐵馬
1　決定年月日時　平成23年２月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月15日まで　山口地方裁判所下関支部破産係

平成２３年（フ）第１１号
山口県下関市東向山町２番15号　マルホアパート
債務者　畑生　薫
1　決定年月日時　平成23年２月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月15日まで　山口地方裁判所下関支部破産係

平成２３年（フ）第１２号
山口県下関市東向山町２番15号　マルホアパート
債務者　畑生　美子
1　決定年月日時　平成23年２月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月15日まで　山口地方裁判所下関支部破産係

平成２３年（フ）第１１号
愛媛県松山市南吉田町328番地５
債務者　橋本　由佳
1　決定年月日時　平成23年２月14日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月15日まで　松山地方裁判所

平成２３年（フ）第２６号
愛媛県伊予市下吾川398番地19
債務者　藤岡　美樹
1　決定年月日時　平成23年２月14日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月15日まで　松山地方裁判所

平成２２年（フ）第５３７号
宮崎市大字本郷北方2439―１　コーポみつや東棟204、住民票上の住所宮崎市東宮１丁目175番地２
債務者　石田　寿誠
1　決定年月日時　平成23年２月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月15日まで　宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第５７６号
宮崎市松橋１丁目７番７号　コーポスイートピーⅡ501号
債務者　今泉　幸子（旧姓安部）
1　決定年月日時　平成23年２月14日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月15日まで　宮崎地方裁判所破産係